

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示		
○落札者の決定	(自治振興課)	19
○ 〃	(情報政策課)	20
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定	(循環型社会推進課)	〃
○救急病院である旨の告示	(医療課)	〃
○保安林の指定解除予定の通知	(山城広域振興局)	21
○道路の区域変更	(山城北土木事務所、丹後土木事務所)	〃
○道路の供用開始	(〃)	22
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	〃
○土砂災害警戒区域の指定	(〃)	23
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除等	(〃)	24
○土砂災害特別警戒区域の指定	(〃)	25
公 告		
○一般競争入札の実施	(入札課)	26
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要	(南丹広域振興局)	28
○土地改良区役員の就退任届	(農村振興課)	29
○土地改良区役員の退任届	(山城広域振興局)	〃
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧	(森の保全推進課)	〃
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧	(乙訓土木事務所)	30
○都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(乙訓土木事務所)	30
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(〃)	〃
○都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧	(〃)	〃
○都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧	(山城北土木事務所)	31
○道路の位置の指定	(南丹土木事務所)	〃
○都市計画法に基づく工事完了	(建築指導課、山城北土木事務所)	〃
教 育 委 員 会		
○一般競争入札の実施		〃
選 挙 管 理 委 員 会		
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数		34
○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数		〃
○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数		35
正 誤		
○令和4年12月23日付け京都府公報号外第43号中		〃

告 示

京都府告示第15号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末等の賃借等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総務部自治振興課

- 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
- 3 落札決定日
令和4年11月8日
 - 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉦町8
 - 5 落札金額
34,947,000円
 - 6 契約の方法
一般競争入札
 - 7 入札公告日
令和4年9月27日

京都府告示第16号

落札者を次のとおり決定した。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量
在宅勤務用システム等仮想化基盤環境整備及び運用
保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府政策企画部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- 3 落札決定日
令和4年12月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
三井情報株式会社
大阪市北区中之島二丁目3番33号
- 5 落札金額
240,900,000円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和4年10月18日



京都府告示第17号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定区域	埋立地の区分
舞鶴市字喜多小字滝ヶ下991の2の一部、1012の一部、1013、1014の1、1014の2、1015、1016、1017、1018、1019、1020、1021、1022の一部、1023、1024、1025、1026、1027、1028の一部、1029の一部、1030の2の一部、10248の8の一部、10248の9の一部、10252の2、10252の4、10252の5の一部、10252の6の一部、10253の3の一部、10254の3の一部、10256の1の一部、10256の2の一部、10257の2の一部、10258の9の一部、10259の2の一部、10261の2の一部、10288の2の一部、10290の5の一部、10291の2の一部、10292の2の一部、10292の3の一部、10293の2の一部、10294の2の一部、10295の8の一部、10295の9の一部、10296の2の一部、10297の7の一部、10297の8の一部、10297の9の一部、10297の10の一部、10297の11の一部、10298の2の一部、10308の8の一部、10308の9の一部、10308の10の一部、10308の11の一部及び10308の12の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号



京都府告示第18号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認定期限
医療法人徳洲会 六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町9	令 4.11.1	令 7.10.31



京都府告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 解除予定保安林の所在場所

城陽市中山120の91・120の96・120の107から120の109まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、120の110から120の113まで、120の114・120の115・120の162から120の164まで（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、120の174、120の182から120の185まで、120の188から120の190まで

2 指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、城陽市役所においてその図面を閲覧することができる。）



京都府告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年1月20日から令和5年2月3日まで縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 178号

(3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市網野町木津(元岡田)小字坂頭564の2から	前	最小 15.1 ^m 最大 15.7	24.6 ^m
京丹後市網野町木津(元岡田)小字坂頭566まで	後	最小 15.4 最大 23.4	
与謝郡伊根町字大原小字榎ヶ元124の1から	前	最小 36.1 最大 40.1	4.6
与謝郡伊根町字大原小字榎ヶ元124の1まで	後	最小 36.1 最大 48.5	

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 482号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市丹後町大山小字立長431の1から	前	最小 21.7 ^m 最大 24.7	13.4 ^m
京丹後市丹後町大山小字立長421の1まで	後	最小 21.7 最大 26.5	
与謝郡伊根町字大原小字榎ヶ元124の1から	前	最小 36.1 最大 40.1	14.6
与謝郡伊根町字大原小字榎ヶ元124の1まで	後	最小 36.1 最大 48.5	

- (4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宇治木屋線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長	備 考
綴喜郡宇治田原町南宗畑39の2から	前	最小 11.0 最大 15.5	74.6 ^m	旧道の区域の廃止
綴喜郡宇治田原町南杉谷5の3を経て				廃道
綴喜郡宇治田原町南宗畑45の4まで				延長67.3m 幅員 最小 6.0m 最大 6.1m
綴喜郡宇治田原町南宗畑39の2から	後	最小 6.0 最大 6.1	67.3	
綴喜郡宇治田原町南宗畑43を経て				
綴喜郡宇治田原町南宗畑45の4まで				
綴喜郡宇治田原町南宗畑39の2から	後	最小 11.0 最大 15.5	74.6	
綴喜郡宇治田原町南杉谷5の3を経て				
綴喜郡宇治田原町南宗畑45の4まで				

- (4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課
- 4(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 浜丹後線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
与謝郡伊根町字大原小字榎ヶ元124の1から	前	最小 36.1 ^m	14.6 ^m
		最大 40.1	
与謝郡伊根町字大原小字榎ヶ元124の1まで	後	最小 36.1	
		最大 48.5	

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和5年1月20日から令和5年2月3日まで縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 178号
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市網野町木津（元岡田）小字坂頭564の2から 京丹後市網野町木津（元岡田）小字坂頭566まで	



京都府告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

与謝郡伊根町字大原小字アワラ尻205の3から 与謝郡伊根町字大原小字坊主田146を経て 与謝郡伊根町字大原小字大シモ40の2まで	令和5年1月20日
--	-----------

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 482号
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市丹後町大山小字立長431の1から 京丹後市丹後町大山小字立長427の1まで	令和5年1月20日

(4) 縦覧場所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 3(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 宇治木屋線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
綴喜郡宇治田原町南宗畑31の2から 綴喜郡宇治田原町南堂後57まで	令和5年1月20日

(4) 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 21 年京都府告示第 165 号	東大平(せ 2019)	木津川市鹿背山地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成 23 年京都府告示第 456 号	新水戸B(の 1006-2)	船井郡京丹波町新水戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所



京都府告示第23号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木津川台1丁目(せ 1007-2)	木津川市木津川台地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坊ヶ谷(せ 1009)	吐師地区	〃	〃
高座(せ 2003-1)	市坂地区	〃	〃
州見台4丁目・5丁目(せ 2020-1)	州見台地区	〃	〃
州見台3丁目A(せ 2020-2)	〃	〃	〃
南加茂台1丁目A(そ 3006)	木津川市南加茂台地区	〃	〃
南加茂台12丁目A(そ 3007)	〃	〃	〃
垣内(そ 2003-3)	木津川市加茂町高去地区	〃	〃
下垣外(そ 2007-2)	〃 〃 辻地区	〃	〃
仏谷(そ 2027)	〃 〃 北大門地区	〃	〃
上ノ垣内(そ 1013)	〃 〃 例幣地区	〃	〃
東垣内A(そ 1019-4)	〃 〃 岡崎地区	〃	〃
東垣内B(そ 1019-5)	〃	〃	〃
千両岩(す 2024)	木津川市山城町上狛地区	〃	〃
別所(64)	相楽郡和束町別所地区	〃	地すべり

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
新水戸B(の1006-2)	船井郡京丹波町新水戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仏主H(ふ2028-5)	〃 〃 仏主	〃	〃
下栗野I(ふ1015-7)	〃 〃 下栗野	〃	〃
下栗野J(ふ1015-8)	〃	〃	〃
下乙見G(ふ2020-7)	船井郡京丹波町下乙見	〃	〃
安栖里H(ふ2003-8)	〃 〃 安栖里	〃	〃
安栖里I(ふ2003-9)	〃	〃	〃
安栖里J(ふ2003-10)	〃	〃	〃
安栖里K(ふ2003-11)	〃	〃	〃
市場H(ふ2013-7)	船井郡京丹波町市場	〃	〃
升谷P(ふ2033-21)	〃 〃 升谷	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

3(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一ノ宮J(ほ2085-2)	福知山市一ノ宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所



京都府告示第24号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成21年京都府告示第166号	東大平(せ2019)	木津川市鹿背山地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所

(3) 閲覧場所 木津川市役所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成23年京都府告示第457号	新水戸B(の1006-2)	船井郡京丹波町新水戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

- (2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所
- (3) 閲覧場所 京丹波町役場



京都府告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。
 おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
木津川台1丁目(せ1007-2)	木津川市木津川台地区	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坊ヶ谷(せ1009)	〃 吐師地区	〃	〃	〃
高座(せ2003-1)	〃 市坂地区	〃	〃	〃
州見台4丁目・5丁目(せ2020-1)	〃 州見台地区	〃	〃	〃
州見台3丁目A(せ2020-2)	〃	〃	〃	〃
南加茂台12丁目A(そ3007)	木津川市南加茂台地区	〃	〃	〃
垣内(そ2003-3)	〃 加茂町高去地区	〃	〃	〃
下垣外(そ2007-2)	〃 〃 辻地区	〃	〃	〃
仏谷(そ2027)	〃 〃 北大門地区	〃	〃	〃
東垣内A(そ1019-4)	〃 〃 岡崎地区	〃	〃	〃
東垣内B(そ1019-5)	〃	〃	〃	〃
千両岩(す2024)	木津川市山城町上狛地区	〃	〃	〃

- (2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所
- (3) 閲覧場所 木津川市役所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
仏主H(ふ2028-5)	船井郡京丹波町仏主	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下栗野I(ふ1015-7)	〃 〃 下栗野	〃	〃	〃
下栗野J(ふ1015-8)	〃	〃	〃	〃
下乙見G(ふ2020-7)	船井郡京丹波町下乙見	〃	〃	〃
安栖里H(ふ2003-8)	〃 〃 安栖里	〃	〃	〃
安栖里I(ふ2003-9)	〃	〃	〃	〃
安栖里J(ふ2003-10)	〃	〃	〃	〃
安栖里K(ふ2003-11)	〃	〃	〃	〃
市場H(ふ2013-7)	船井郡京丹波町市場	〃	〃	〃
升谷P(ふ2033-21)	〃 〃 升谷	〃	〃	〃

- (2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所
- (3) 閲覧場所 京丹波町役場

3(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
一ノ宮 J (ほ 2085-2)	福知山市一ノ宮	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

- (2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹西土木事務所
- (3) 閲覧場所 福知山市役所

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
令和5年度複写サービスに係る基本契約（70枚／分以上機 - 1、60枚／分以上機、40枚／分以上機）
- (2) 仕様等
入札説明書及び令和5年度複写サービス仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行場所
仕様書で示す京都府の各機関（本庁及び地方機関）
- (4) 契約期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
令和5年1月20日（金）から令和5年2月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前

8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前8時30分から午後5時15分までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和5年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「文具・事務機器類」一小分類「文具具・事務機器」
- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立学校法人と直接締結した契約において、平成20年度以降に同種のほぼ同規模の業務を完了した実績を有すること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- (2) 提出方法
ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電

子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)と同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年2月1日（水）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和5年3月2日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和5年3月3日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和5年3月2日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和5年3月3日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提

出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す複写サービス料金1枚当たりの単価(小数点以下第2位まで)及び契約期間を通じての総額の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札

をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (7) 契約書作成の要否
要する。

- 6 入札保証金
免除する。

- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 その他

- (1) 1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。

- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

9 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased

Basic contract for fiscal year 2022 for copying service

Copy machine - type for copying more than 70 sheets per minute

Copy machine - type for copying more than 60 sheets per minute

Copy machine - type for copying more than 40 sheets per minute

- (2) Bidding method

Electronic bidding system

- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM on Friday, January 20, 2023 to 5:15 PM on Friday, February 17, 2023

- (4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, March 2, 2023 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, March 3, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail
5:00 PM on Thursday, March 2, 2023

- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Friday, March 3, 2023

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により亀岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年1月20日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ亀岡店

亀岡市大井町並河四丁目20番地ほか

- 2 届出者の名称及び住所

- (1) 株式会社カインズ

本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

- (2) 株式会社マツモト

亀岡市西堅町61番地の1

- 3 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出

令和4年8月17日

- 4 意見の概要

特に意見を有しない。

- 5 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- 6 縦覧期間

令和5年1月20日から令和5年2月20日まで



京都市越畑土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨越畑北ノ町13	木 村 貞 志
〃 〃 嵯峨越畑中ノ町44	田 中 良 和
〃 〃 〃 39	平 井 茂 夫
〃 〃 嵯峨越畑南ノ町14の2	吉 田 宗 弘
亀岡市千代川町今津二丁目5の1	倉 田 芳 文

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区桃山町伊賀3の9	大 西 隆 之
〃 右京区嵯峨越畑筋違20	横 谷 一 夫

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市右京区嵯峨越畑北ノ町13	木 村 貞 志
〃 〃 嵯峨越畑中ノ町44	田 中 良 和
〃 〃 嵯峨釈迦堂大門町40の43	倉 田 和 雄
〃 〃 嵯峨越畑南ノ町14の2	吉 田 宗 弘
亀岡市千代川町今津二丁目5の1	倉 田 芳 文

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市伏見区桃山町伊賀3の9	大 西 隆 之
〃 右京区嵯峨越畑南ノ町24	桐 山 房 夫

瓶原土地改良区の役員の退任に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり退任した役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

退任役員（理事）

住 所	氏 名
木津川市加茂町西城垣外33	山 岡 勝 己

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
一般財団法人宇治廃棄物処理公社
理事長 中島 研
宇治市池の尾仙郷山6番地2
- 林地開発行為の目的
事業場の設置（廃棄物最終処分場）
- 林地開発行為をしようとする区域
宇治市池尾仙郷山6番2（次の図のとおり）
- 林地開発行為をしようとする区域の面積
26.0ヘクタール
- 期間
昭和52年11月19日から令和24年3月31日まで
- 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れの発生	宇治市池尾、志津川の一部に存する範囲（次の図のとおり）	運搬車両の汚れを除去する。 周辺道路が汚れた場合は、早急に清掃する。

交通量の増加	宇治市池尾、志津川の一部に存する範囲 (次の図のとおり)	場内出入口から宇治志津川線までの間の交通については、時速30km以下とする。
粉じんの発生	〃	保全区域の確保により周辺地域への粉じんの飛散を防止する。 必要に応じて粉じんの発生や飛散を防止するため、散水を行う。
濁水の発生	〃	場内排水は、沈砂池及び調整池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。 堆積した土砂は、定期的に除去する。
河川水量の増加	〃	場内排水を調整池に集水し、流量調整後に排水する。
騒音の発生	〃	緩衝帯として、区域外周部に残置森林を設ける。 低騒音、低振動の重機を使用する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (2) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (3) 宇治市産業観光部農林茶業課
宇治市宇治琵琶33番地
- (4) 一般財団法人宇治廃棄物処理公社
宇治市池の尾仙郷山6番地2

9 縦覧期間

令和5年1月20日(金)から令和5年2月20日(月)まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和5年1月20日(金)から令和5年2月20日(月)まで
- (2) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部森の保全推進課
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。)

向日市から京都都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊



向日市から京都都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊



向日市から京都都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊



向日市から京都都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府乙訓土木事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊



宇治市から宇治都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 日 指 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
南木第44号	令 5. 1. 4	京都府南 丹土木事 務所	亀岡市大井 町南金岐好 実 1 の 1、市有地	m 40.4	m 最小 8.0 最大 8.0



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字下天津小字赤土ヶ端222の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の名称
福知山市
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市五ヶ庄北ノ庄1の1、2の1、3の1の一部、4、5、48、49
(関連区域)
宇治市五ヶ庄北ノ庄1の2の一部、2の2、3の2の一部、6の6の一部、8の1の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市小倉町西浦96の12
株式会社はじめ

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和5年1月20日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
令和5年度英語指導助手民間派遣業務 一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 納入場所
仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10
京都産業大学むすびわざ館4階
京都府教育庁指導部高校教育課
電話番号 (075) 414-5849

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年1月20日（金）から令和5年2月8日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部高校教育課ホームページ（https://www.kyoto-be.ne.jp/koukyou/cms/?page_id=728）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年の1月1日をいう。以下同じ。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者
 (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 資格審査の申請手続

入札に参加を希望する者は、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)のアに同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の一般競争入札参加資格認定名簿登載事業者については、同名簿登載通知の写しの提出をもって、(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

(ア) 法人にあつては登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(カ) 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

(ケ) 返信用封筒（第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、84円切手を貼付したもの）

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、令和5年度英語指導助手民間派遣業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届けなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 法人の所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めるときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他教育長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者について

も、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知するものとする。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和5年3月2日（木）午後1時30分

イ 場所

〒600-8533 京都市下京区中堂寺命婦町1-10 京都産業大学むすびわざ館1階 相談室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和5年3月1日（水）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金

額を入札書に記載すること。

- (5) 入札の無効又は失格
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
ウ 委任状を持参しない代理人による入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者のした入札
カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札
キ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
ケ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- (6) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、この入札に係る落札者の決定は、令和5年度予算の京都府議会の議決を条件とし、令和5年4月1日付けで行うこととする。
- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否
要する。
- 13 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 14 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号、第3号又は第7号に該当する場合は、免除する。
- 15 入札の執行
この入札に係る令和5年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しなかったものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。
- 16 その他
(1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

17 Summary

- (1) The name and quantity of the service
2023 (Reiwa Year5) Private Assistant English Teacher Dispatching Service, a set of services
- (2) Contract period
From April 1, 2023 through March 31, 2024
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
Wednesday, March 1, 2023
- (4) The date, and place for the opening of tender
1:30 PM Thursday, March 2, 2023
Soudansitu (Counseling room), Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building 1F
1-10, Chudoji Myoubu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 600-8533, Japan
- (5) For further information
High School Education Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Sangyo University Musubiwaza-kan Building 4F
1-10, Chudoji Myoubu-cho, Shimogyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 600-8533, Japan
TEL (075) 414-5849

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第4号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年1月20日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪内 正一

41,860人

京都府選挙管理委員会告示第5号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙

管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和5年1月20日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

361,623人



京都府選挙管理委員会告示第6号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年1月20日

京都府選挙管理委員会
委員長 坪 内 正 一

北	区	30,374人
上京	区	21,093人
左京	区	41,458人
中京	区	29,480人
東山	区	9,601人
山科	区	36,470人
下京	区	21,593人
南	区	27,203人
右京	区	53,793人
西京	区	40,477人
伏見	区	74,845人
福知山	市	21,081人
舞鶴	市	22,133人
綾部	市	9,094人
宇治市及び久世郡		55,196人
宮津市及び与謝郡		11,336人
亀岡	市	24,373人
城陽	市	21,250人
向日	市	15,684人
長岡京市及び乙訓郡		27,051人
八幡	市	19,368人
京田辺市及び綴喜郡		23,552人
京丹後	市	14,923人
南丹市及び船井郡		12,627人
木津川市及び相楽郡		33,612人

正 誤

令和4年12月23日付け京都府公報号外第43号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
1	目次 右	上から3	○技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則 48	○技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則（職員総務課） 48
31	左	上から17	令和4年京都府条例第 号	令和4年京都府条例第32号
33	右	上から16	令和4年京都府条例第 号	令和4年京都府条例第33号
		上から22	令和4年京都府条例第 号	令和4年京都府条例第32号
		下から2	令和4年京都府条例第 号	令和4年京都府条例第33号